

スマートシティ官民連携プラットフォーム規程

令和元年 8 月 8 日

(目的)

第 1 条 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」(以下、「本会」)は、多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、スマートシティの取組を加速することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「スマートシティ」とは、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society5.0 の先行的な実現の場を指す。

(活動内容)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 各府省におけるスマートシティ推進に資する活動
- 二 会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動
- 三 会員等間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、相互啓発、連携強化に関する活動
- 四 スマートシティの取組事例等の全国及び海外への情報発信・展開・普及に関する活動
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同し、本規程を順守する以下の会員等をもって組織する。

- 一 一号会員 次のいずれかに該当するもの
 - イ 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第 2 期/ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術」のうち「アーキテクチャ構築等」の実施団体及び近未来技術等社会実装事業の実施団体
 - ロ 総務省データ利活用型スマートシティ推進事業の実施団体
 - ハ 経済産業省パイロット地域分析事業の実施団体
 - ニ 国土交通省スマートシティ推進パートナー(コンソーシアム及びコンソーシアムを構成する団体)及び新モビリティサービス推進事業の実施団体
 - ホ その他スマートシティ推進に資する関係府省庁の事業に取り組む団体
- 二 二号会員 関係府省庁

三 三号会員 スマートシティの取組や推進に関する報告・提言を発出し、提出した経済団体及び学術団体

四 オブザーバー スマートシティの推進に意欲のある地方公共団体、民間団体等のうちスマートシティ推進に資するシーズ又はニーズの提案等を書面により提出した団体

2 会員等は、書面により届け出て退会することができる。

3 会員等が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。

一 本規程に違反又は本会の信用を著しく害したとき

二 会員等が解散又は営業を停止したとき

三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

四 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(分科会)

第5条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

2 本会の会員は、分科会の設置を提案できる。

3 分科会の設置について事務局は助言を行うことができる。

4 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

5 オブザーバーは、分科会に傍聴することができる。

6 その他の事項については、本規程と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(事務局)

第6条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の事務は、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が共同して処理する。

(規程の制定改廃)

第7条 本規程の制定改廃は、事務局員である内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が協議の上行い、制定または改廃した場合には、直ちに会員に通知する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

附則

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

スマートシティ官民連携プラットフォーム分科会 規程

令和元年8月8日

(趣旨)

第1条 この規程はスマートシティ官民連携プラットフォーム規程第5条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、スマートシティ官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(メンバー)

第6条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員とオブザーバーから組織する。

二 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれな

い。
三 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守する。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバーの自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ報告する。

(秘密保持)

第9条 メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

二 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議する。

三 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(規程の制定改廃)

第11条 本規程の制定改廃は、事務局員である内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が協議の上行い、制定または改廃した場合には、直ちに会員に通知する。

附則

この規程 は、令和元年8月8日から施行する。